下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称及び証券コード	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金	取得前、一任運用前又は設立時　円（　株（口）） 取得後又は一任運用後　円（　株（口））
	(5) 事前届出業種に該当する理由	
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 取得又は一任運用をした株式（持分）	(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等	取得後又は一任運用後の出資比率　％ （取得前又は一任運用前の比率　％） 取得後又は一任運用後の議決権比率　％ （取得前又は一任運用前の比率　％）
	(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等	出資比率　％ 議決権比率　％
	(3) 取得年月日	
3 基準の遵守等に関する誓約	報告者は、外国為替及び外国貿易法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項に定める以下の基準のうち印を付けたものを、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第１号　□　同第２条第２号　□　同第２条第３号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が許認可等金融機関等以外の場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第４号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に規定する外国投資家である場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第５号　□　同第２条第６号	